

2020年3月吉日

各 位

愛知中小企業家同友会
会長 加藤 明彦
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3丁目6-29 サウスハウス2F
TEL 052 (971) 2671(代) FAX 052 (971) 5406
E-mail aichi@douyukai.or.jp
URL <http://www.douyukai.or.jp/>

新型コロナウイルス感染症（COVID-19） 拡大にともなう緊急政策要望・提言

1. 本緊急要望・提言の主旨

私ども愛知中小企業家同友会（会員数4,300名超）は、1962年の創立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境の改善に努めてまいりました。

今回の新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の拡大により、愛知県内中小企業の経営にもさまざまな負担や影響が生じています。現在、当該感染症の終息に向け、官民の協力のもとで総力を挙げた取り組みが行われていますが、先行きは極めて不透明な状況です。

当会会員は、①社員の健康と生命の安全を守ること、②事業存続と雇用維持、③必要な経済活動を守り、社会の要請に応えることに全力を傾注し、「経済を牽引する力であり、社会の主役」と謳われた中小企業憲章を体現すべく奮闘・努力を続けています。中小企業家としての社会的責務を果たしていくためにも、十分な政策的後押しを期待します。関係各位のご協力、ご支援をお願いいたします。

2. 緊急要望・提言事項

（1）大規模な景気減速に備え、中小企業の負担軽減措置を講じること

COVID-19の拡大による経済への影響の深刻さを懸念し、「コロナ・ショック」という言葉が使われています。当会会員企業でも、10%から業種によっては70%の売上減少が起これり始めるなど厳しい声が聞かれ始めました。この状況は、まさに「リーマン・ショック」に匹敵する状況です。

現下の落ち込みと今後想定される景気減速は、体力の限られた中小企業にとって危機的局面となります。こうした状況を踏まえ、社会保険料や法人税等の減免や猶予などの特別措置を講じることがを要請します。

（2）中小企業からの資金流出を最小限に抑える緊急措置を講じること

COVID-19の拡大下で通常の営業が困難ななか、中小企業、とりわけサービス業の経営は、収入の激減と固定費等の流出の板挟み状態となっています。感染症の終息が見通せないなかで、融資によって凌ぎ続けるのは限界があります。以下、中小企業からの資金流出を最小限とするための緊急措置を要請します。

- ①3月6日に麻生金融担当大臣の談話が発表され、2019年3月期で休止した「貸付条件の変更実施状況の報告（通称、リスケ報告）」が復活となった。今後、各金融機関における中小企業の既往債務の凍結・返済条件緩和が速やかに実施されるよう万全を期すこと。なお、この場合も返済履歴の瑕疵とはしないことを重ねて求める。
- ②3月6日に梶山経済産業大臣より（公社）リース事業協会へ発出された要請により、リース対象機器の支払条件の変更等に柔軟な対応がなされると聞き及ぶなか、今般の中小企業が直面している状況にかんがみ、電気・ガス・水道などのライフライン料金や、賃料等についても、補助ないし猶予する緊急措置を講じること。
- ③決算期を迎える中小企業に対し、申告猶予や納税猶予を認める特例措置を講じること。

（3）雇用調整助成金の柔軟な運用、ワンストップ窓口の設置、申請期間のさらなる延長を実施すること

現在、雇用調整助成金の支給要件の緩和や対象の拡大が行われていますが、状況を適時適切に見極め以下のような対応を取ることを要請します。

- ①対象のさらなる拡大や支給限度日数の延長、助成割合の引上げ、売上減少の「実績」でなく「見込み」でも利用できるようにするなど柔軟に運用し、雇用が確実に守られる十分な措置を講じること。
- ②リーマン・ショック時の「中小企業緊急雇用安定助成金」では、申請窓口を各ハローワークだけでなく、ワンストップで対応する「あいち雇用助成室」が設けられ対応がなされた。今回も同様のワンストップ窓口を、最低でも都道府県ごとに複数設置し、速やかに対応できる体制を整備すること。
- ③上記②に際し、設置当初は人員が足りず「電話が繋がらない」「処理が間に合わない」「社員数の多い企業が申請すれば、遅延に拍車がかかる」などの問題が発生した。これを教訓に、十分な対応ができる人的保証を同時に行うこと。
- ④現状、雇用調整助成金について問合せを行っても、要件を満たす教育訓練内容について明確な回答がなされていない。支給対象とならない教育訓練内容は多岐にわたり、申請を行ってもほとんど審査が通らない状況も聞き及んでいる。事実2013年以降の愛知県内での適用事業所は見られていない。現在と今後想定される景気状況を踏まえれば、現状のままでは相当の混乱をきたすことは容易に想像できる。たとえば、①通常の事業活動として遂行されることが適切と解されている内容、②法令で義務付けられている内容、③社内講師によるものなど、現在のところは支給要件に合致していない教育訓練内容も支給対象とするなど、制度運用上で大幅な緩和を行うこと。
- ⑤今回のCOVID-19の感染拡大による経済的影響は、今後時間的なズレをとまなないながら長期にわたり各産業に波及していくと考えられる。また、国民意識のなかに生まれた不安は、終息宣言後も相当の期間残存し、経済活動の制約条件となるだろう。現在、雇用調整助成金の適用期間は7月23日までに休業等の初日がある場合とされているが、経済的なマイナスの影響は、長期にわたり中小企業経営を困難にすると考えれば、最低でも終息後1年間ほどまで、あるいは景気状況が十分に持ち直すまでは適用期間とすること。

(4) 営業を縮小ないし自粛せざるを得なくなった中小企業、個人事業主の支援策を充実すること

感染拡大防止の一環として、政府や自治体の判断により、学校や公共施設が休業となっています。これにより、地域の中小企業にはさまざまな影響が波及しています。たとえば、学校等が休校となったことで給食関連事業者は膨大な仕事のキャンセルに見舞われる、あるいは中小企業が納品を予定していたものがキャンセルされるなどの事態です。

給食納入事業者については、3月5日の参議院予算委員会における萩生田文部科学大臣の「食材を納入する予定だった事業者などにも、少なくない影響が生じている。今回の長期にわたる臨時休校で事業者などに生じる負担は、必要に応じて政府として対応していきたい」との発言で言及され、フードロス対策費などを活用した損失補てんが予定されていると聞き及びますが、この他にも給食の配送を担う地域の物流業者も大きな売上減に直面しています。

さらに学習塾等を経営する事業者でも、学校の休校にともない感染拡大防止のために学習塾の営業を自粛する事例も出ています。このような事業者は、大きく営業活動が制限され収入が確保できないなかで、いつ終息するか分からない状況下で大きな不安を抱えています。

こうした現状を踏まえ、現在の環境下ででき得る営業活動を保証し、今回の感染症拡大により生じた機会損失を埋め合わせることでできる枠組みづくりを、感染症の専門家の知見を踏まえて検討することを要請します。たとえば以下が考えられます。

- ①給食で利用予定の食材を公的に買い上げ、安価に市民に提供する。
- ②地域の給食関連事業者、飲食関連事業者、物流事業者を組織し、休校中の子どもたちへの食事提供サービスを公的に実施する。
- ③COVID-19は換気が不十分な場所での密集状態で感染可能性が飛躍的に高まる特性があるため、十分な衛生保持を行った上で、十分な広さの公的施設を開放し、学習塾事業者等が営業を再開し易く手当てする。
- ④愛・地球博記念公園などの十分な広さの屋外空間を活用し、地域の飲食関連事業者等が出店する市場などを、衛生保持、来場者数管理等を施した上で公的に企画・設営し、地域の関連事業者の収入確保を進める。

(5) やむを得ない事情による契約不履行で、中小企業が不利益を被ることのないよう措置を講じること

COVID-19の感染拡大の影響により、中国に関連する取引について、建設関連の金物類や家電部材、省エネ製品などの物品が納品されないことで、国内中小企業の営業に支障をきたし始めています。さらに、中国を起点としながら今や全世界に感染症は広がっているなか、全世界からの供給網のもとで経営を行っている中小企業は、今後物品の納品ができなくなる事態が想定されます。

仮に、こうした状況を契約不履行とされた場合、中小企業では負担し切れない損害賠償請求を受ける可能性もあります。こうしたなか、今回のようなやむを得ない事情により、中小企業が不利益を被ることのないよう、以下の措置を講じて下さい。

- ①すでに中国では「不可抗力証明書」の発行が行われている。つまり同証明書の発行を受けている中国企業から物品を購入している国内中小企業の場合、納入の遅れによる損害を請求することは叶わないことになる。そのため、国内中小企業が納品義務を負っている取引先に対し、納期遅れが発生した場合、そのことによる損害賠償は日本国内の中小企業に課せられることにもなりかねないと考えられる。一般に売買契約書には不可抗力条項が定められていることや、民法上では不可抗力条項が定められていなくとも、不可抗力は契約不履行に基づく損害賠償義務の抗弁と解されているため、大きな問題となる可能性は低いと考えられるが、万が一不利益のしわ寄せが生じることのないよう、国内中小企業に対しても「不可抗力証明書」等の発行を行い、不利益が中小企業にしわ寄せされることを回避する措置を講じること。
- ②また、①の申請にあたっては、窓口対応や郵送対応も去ることながら、インターネット上での電子申請も含めて対応がなされること。
- ③社内で感染者が発生した場合、多くの中小企業では業務の継続が困難となることが想定される。そうした状況下で、契約不履行となった場合でも不可抗力が認められるよう措置すること。
- ④COVID-19の拡大による、やむを得ない事情により損害が生じた際、親事業者が中小企業に対して損害賠償請求を行うなどの優越的地位の濫用を行わないよう、ガイドラインを整備し公表すること。

(6) 親会社による受領先延ばしを取り締まること

中小企業側から予定通り納品できる場合であっても、感染拡大による経済状況の変化により、親会社より受領を先延ばしを求められる事例が見られています。受領を先延ばしにされた中小企業は、在庫保管の負担、収入を得られないことによる財務状況や資金繰りの悪化に直面することにつながります。中小企業が納期通りに給付できる場合、親会社は適切な受領を徹底するよう通達の発出など対応を講じて下さい。

(7) 働く親の子育て支援策を各地域ごとに実施すること

学校の休校にともない、出社できない社員が出るなど中小企業の経営現場では売上減少だけでなく人手

の面でも困難に直面しています。一定規模以上の企業では、子連れ出勤に対応することもスペースや設備の面でも可能かもしれませんが、多くの中小企業の場合は容易ではありません。

たとえば、換気の悪い空間に近い距離で滞在することがないように、広さに余裕のある公共施設を開放し、そこで学校を再開させていく、あるいは日によって半数ずつの登校とするなどの工夫を取ること考えられます。また、公共施設を利用し、周辺中小企業の社員の子どもたちを集め、それを学校の教員が対応するなど、中小企業の子育て世代の社員の出勤が大きく制約されることのない措置を講じて下さい。

(8) COVID-19に関連する、中小企業向けの一元的相談・情報提供窓口を設置すること

今回のCOVID-19に関して、各方面より都度情報が発信されています。しかし、異なる窓口から個々に情報が発信されることで、中小企業の経営現場では適切に情報を把握することに限界が生じています。また、各事業所での対応面でも、たとえば感染者や濃厚接触者が事業所内で発生した場合に備え、どのような社内体制整備が必要なのかなどの情報が十分に開示され、発信されているとは言えない現状があります。具体的対策、事業所としての対応や支援施策の利用案内までを一元的に取り扱う相談窓口を早急に整備することを要請します。

(9) COVID-19に関する正確な情報開示を行うこと

今回の感染症については、各種報道でさまざまに報じられています。情報も玉石混交で、いたずらに国民の不安感を煽る内容のものも多く見受けられます。こうしたことにより、風評被害や過剰反応による自粛ムードが広く蔓延し、経済活動の委縮に拍車がかかっています。政府・自治体による適切かつ正確な情報開示と発信を積極的に進め、国民意識の落ち込みを防ぎ、終息後の経済が円滑に持ち直していく土壌づくりを進めて下さい。

(10) 消費税や所得税の減税など、国民消費を早期に立ち直らせる対策を講じること

COVID-19の感染拡大に終息の見通しが立たないなか、このまま経済の停滞と落ち込みが続けばリーマン・ショック級の影響をもたらすことになりかねません。感染症の終息後、速やかに経済が持ち直すよう対策を講じておくことが求められます。その意味で、経済の最大部分を占めるのは国民消費であることから、消費税の税率引き下げや所得税の減税ないし特別所得控除を行うなど、国民の消費購買力と消費意欲を高める措置を講じて下さい。

(11) 「緊急事態宣言」の発出は慎重に判断すること

現在「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正が議論されています。3月2日の参議院予算委員会において、安倍首相は「政府としてはあらゆる可能性を想定し、国民生活への影響を最小化するため、緊急事態宣言の実施も含め、新型インフルエンザ等対策特別措置法と同等の措置を講じることが可能となるよう立法措置を早急に進めることとします」と発言しました。

報道によれば、改正法成立後、同法を根拠に期限や区域を定めて「緊急事態宣言」を発出することを検討しているとされますが、仮に「緊急事態宣言」が発出されれば、①外出自粛の要請(第45条)、②学校、社会福祉施設、イベント会場の使用制限(第45条)、③臨時医療施設のための土地使用(第49条)、④医薬品や食品など物資の売渡しの要請(第55条)、⑤生活関連物資等の価格の安定(第59条)の五点が実施可能となり、社会的・経済的影響ははかり知れません。また国民の行動を制限することも可能となるため、人権を制約しないようにすることも求められます。今後の感染拡大を考え、手立ての準備を講じておくことを否定するものではありませんが、影響の大きさを十二分に踏まえ、慎重な判断がなされることを強く要請します。

以上

《 愛知中小企業家同友会の概要 》

現在、愛知県下4,300名をこえる中小企業経営者が所属する異業種の経営者団体です。

「経営体質の強化」「経営者の能力向上」「経営環境の改善」を活動の目的に、国民生活に寄り添い、地域の経済・社会の担い手たる中小企業をめざした取り組みを進めています。

(1) 名称 愛知中小企業家同友会

(2) 創立 1962年7月9日

(3) 会員数 4,343名(2020年3月2日時点)

(4) 会長 加藤 明彦(かとう あきひこ) エイベックス株式会社・代表取締役会長

(5) 事務局 名古屋市中区錦3丁目6-29 サウスハウス2階

専務理事 内輪博之(うちわ ひろゆき) 事務局長 多田直之(ただ なおゆき)

TEL 052-971-2671 FAX 052-971-5406 E-mail aichi@douyukai.or.jp

URL <https://www.douyukai.or.jp/>

(6) 本件担当 事務局次長(報道) 八田 剛 事務局次長(政策) 池内秀樹